

『口蹄疫』 侵入防止対策のお願い。

平成22年4月20日、宮崎県都農町の繁殖牛農場において、わが国では平成12年以来10年ぶりとなる口蹄疫の感染が確認されました。

伝染力が非常に強いため、相次いで発生しており、宮崎県内では200例を超える感染農場が確認されており、さらに発生地域が南下していることから本県への侵入の危険性が非常に高まっております。

つきましては、町民の皆様におかれましても、下記の口蹄疫侵入防止対策にご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

《畜産農家の皆様へ》

1. 踏み込み消毒槽の設置及び畜舎消毒を徹底してください。
2. 農場への出入りの際は、車両消毒を徹底してください。
3. 関係者以外の農場への出入りは十分留意してください。
4. 農家間の出入りはしないでください。
5. 家畜に異常がある時は、直ちに役場か肝属家畜保健衛生所（0994-43-2515）へ連絡してください。

《町民の皆様へ》

1. 畜産農家間の出入りを当分の間、自粛してください。
2. 宮崎方面への移動を当分の間、自粛してください。
3. 移動された場合は、各地区(肝属管内では4カ所)で消毒ポイントを設置しておりますので、車両消毒にご協力ください。

※口蹄疫は、人には感染しません。

また、感染した家畜、あるいは感染の疑いのある家畜の食肉や乳製品が市場に出回ることはありません。仮に感染した食肉や乳製品を人が口にしても、影響はありません。



ねんきんだより

国民年金・厚生年金保険の 障害年金について

住民税務課 電話 0994-22-3039
住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

だし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除きます。

○障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日又は、1年6ヶ月以内に症状固定した日）において、国民年金・厚生年金の障害等級に該当していること。
○保険料の納付要件を満たしていること。

請求の手続き先

障害基礎年金の請求先は、役場です。障害厚生年金の請求先は年金事務所です。

添付書類

請求手続きには、診断書等の添付書類が必要になります。事前に年金事務所や役場でご相談ください。

※障害者手帳の障害等級と国民年金・厚生年金障害等級

では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けられても障害年金の障害程度には該当しないこともありまます。詳しくは年金事務所にご相談ください。

障害基礎年金・障害厚生年金の受給要件
次の要件すべてを満たしている事が必要です。
○国民年金又は厚生年金加入期間である間に、障害の原因となった傷病の初診日があること。（20歳前や年金加入者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。）た